

# 体育館使用・管理についての細則

## [1] 全体として

### 1. 管理に関して

- 1) 体育館管理運営規定及び仕様規定に従い、体育館を使用すること。
- 2) 必ず指導者の監督下で活動すること。
- 3) 施錠・消灯は監督者が確実に行うこと。

### 2. 使用に関して

- 1) 上下の履物の区別をはっきりつけ、体育館用上履きのみを使用する。下履きは所定の下駄箱に入れること。
- 2) 土や砂がフロアを傷つけるので体育館内に入館の折り持ち物、衣服を十分点検して土砂を持ち込まないようくれぐれも注意すること。
- 3) フロア内での飲食及び喫煙は禁止する。  
ただし、部活動中における水分補給のため、スポーツドリンク等を飲む場合は所定の場所でのみこれを認める。
- 4) フロアに直接椅子や机等を置かない。椅子・机を使用する場合はシートを敷く。
- 5) ロビー内では活動を禁止する。

### 3. 使用後に関して

- 1) フロアのモップ掛け(掛けた後のモップのごみ落とし、掃除機による吸引を含む)及び体育館内の掃除を励行すること。
- 2) 用具の整理整頓及び後片付けを徹底すること。
- 3) 体育館内に私物を放置しないこと。(私物とはシューズ、サポーター、ペットボトル、タオル、衣類等をいう)

### 4. 出入りについて

- 1) 下履き用出入口は正面玄関を原則とし、南側入口は、上履き用入口であるから、通学靴や下履き用の運動靴等で入口まで行かないこと。
- 2) 体育の授業及び全校集会時の出入りは、南側2ヶ所の入口(校内上履き用入口である)より出入りすること。なお、教室で履いているスリッパは指示された場所で脱ぎ、指示された場所に置くこと。(フロアへは持ち込まない)

### 5. 更衣室について

- 1) 更衣室は更衣のみに使用し、私物を置かない。
- 2) 使用後は点検し、清掃する。

### 6. 清掃割り当てについて

- 1) 別に定める。

## 7. 鍵の管理について

- 1) 体育館の鍵は、体育館長並びに体育科教員が管理する。
- 2) 部室の鍵は体育教官室で管理し、貸し出しは放課後の部活中に限る。ただし早朝練習を行う部活は、部員が責任を持って管理し、朝の SHR が始まるまでに必ず体育教官室へ返却すること。

### [2] 舞台について

- 1) 舞台へは必要以外昇らないこと。
- 2) 舞台のピアノは、許可なく演奏しないこと。
- 3) 緞帳とその他の幕は勝手に開け閉めしないこと。
- 4) 放送設備は許可なく触れないこと。

### [3] トレーニング室の使用

- 1) トレーニング室の使用については、必ず体育科教員の許可を得て使用すること。
- 2) 鍵を教官室に取りに来て、終了後は必ず施錠し、鍵を教官室へ返却すること。
- 3) 使用後は必ず器具を元通りに整理整頓しておくこと。
- 4) トレーニング以外の用途では使用しないこと。又、使用状況が悪い場合は使用を禁止することもあるので注意すること。
- 5) 私物をトレーニング室に放置しておかないこと。

### [4] 体育館格技室の使用

- 1) 柔道場使用は素足で、それ以外の格技室は[1]の2の1)の規定のものを履くこと。
- 2) 2階更衣室・格技室内のロッカーの使用については、別に定める。

### [5] 2階フロア上のギャラリーの使用について

- 1) カーテン・窓の開閉等必要な時以外は使用しないこと。
- 2) 観客用に使用しないこと。

### [6] トイレの使用について

- 1) 体育館シューズ等で直接入らずに必ずトイレ用サンダルに履き替え、使用すること。
- 2) 外部から入れるトイレについては、必ず入口でトイレ用サンダルに履き替え、土砂を便所内に持ち込まないこと。
- 3) 清掃については別に定める。

### [7] 水飲み場の使用について

- 1) 体育館内より水飲み場に行くときは、体育館シューズ等を脱いで行くようにする。
- 2) 冷水機の使用については水が飛び散らないように使用すること。

### [8] 部活動による使用について

1) 部活動による使用については別に定める。

[9]その他

- 1) 校舎の施錠及びセットは平日午後 8 時に、休業日は午後 6 時にセットするもので、各部活動で決まっている時間までに下校すること。最終下校は午後 8 時とする。もし、延長する場合には、監督者は館長及び保健体育部長を通じて学校長の許可を得ること。
- 2) 校舎の使用は午後 6 時までとする。ただし、やむを得ぬ場合は、監督者が管理職に申し出て許可を得ること。
- 3) 部活動の規定、体育館使用・管理規定及び同細則を守り活動すること。

この規定は平成10年11月18日より実施する。

平成17年 4 月 一部改正

平成21年 4 月 一部改正

令和 4 年 4 月 一部改正

令和 8 年 4 月 一部改正